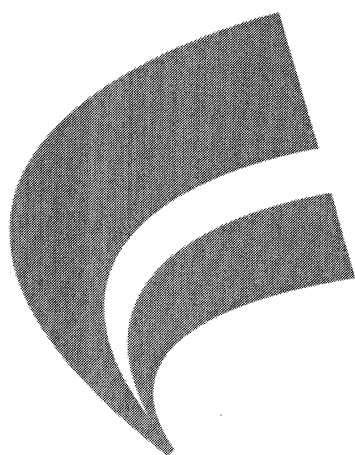


令和2年度 教育委員会

(第11回定例会)

開催日 令和3年2月4日



福岡市

福岡市教育委員会

令和 2 年度 2 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 3 年 2 月 4 日(木)午後 2 時 00 分開会

場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名 (2 月議事録：芦澤職務代理、久保田委員)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

議案第 23 号

笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 24 号

笛吹市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱について

議案第 25 号

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について

議案第 26 号

笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱について

議案第 27 号

笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について

報告第 13 号

事故等の報告について【非公開】

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和 3 年 3 月 5 日(金)

午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

議案第23号（2月）

笛吹市教育委員会事務局の組織に
関する規則の一部を改正する規則
について

教育委員会

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 4 号) 笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市教育委員会事務局の各課における所掌事務について、現状に即した内容に修正する必要があるため、所要の改正を行う。
概要	趣旨、目的に同じ。
経過	趣旨、目的に同じ。
関係 法令	
予算 措置	
その他	※例規審査会へは総務課において説明予定

笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正案	現行
(事務分掌) 第3条 課における担当の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 総務担当 (1)～(13) (略) (14) 教育委員会の庶務に関すること。 (15) 教育交流に関すること。 (16) <u>教育委員会に係る事務の管理及び執行状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。</u> 施設担当 (1)～(8) (略) 学校教育課 学務担当 (1)～(19) (略) 学校給食担当	(事務分掌) 第3条 課における担当の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課 総務担当 (1)～(13) (略) (14) <u>文化スポーツ振興財団の組織に関すること。</u> (15) 教育委員会の庶務に関すること。 (16) 教育交流に関すること。 [新設] 施設担当 (1)～(8) (略) 学校教育課 学務担当 (1)～(19) (略) (20) <u>教育委員会に係る事務の管理及び執行状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。</u> 学校給食担当

(1) (略) (2) <u>単独調理場、共同調理場の予算編成、執行及び管理に関すること。</u> (3) <u>学校給食調理員の人事、給与、給与、給与及び安全衛生に関すること。</u> (4) <u>単独調理場</u> の維持管理に関すること。 (5) <u>共同調理場の維持管理、運営及び統括に関すること。</u> (6) <u>食物アレルギーに関すること。</u> (7) <u>学校給食費の滞納に関すること。</u> (8) <u>学校給食調理に関すること。</u> 生涯学習課 生涯学習担当 (1)～(15) (略) (16) 文化スポーツ振興財団の<u>組織及び文化事業</u>に関すること。 (17)～(19) (略) スポーツ推進担当 (1)～(15) (略) (16) <u>東京オリンピック・パラリンピックの関連事業</u>に関すること。 文化財課 文化財担当 (1)～(3) (略)	(1) (略) (2) <u>給食施設の管理運営に関すること。</u> (3) <u>給食センターの運営及び統括に関すること。</u> (4) <u>給食センター</u>の維持管理に関すること。 [新設] [新設] [新設] [新設] 生涯学習課 生涯学習担当 (1)～(15) (略) (16) 文化スポーツ振興財団の _____ <u>文化事業</u>に関すること。 (17)～(19) (略) スポーツ推進担当 (1)～(15) (略) (16) _____ <u>オリンピック・パラリンピック 事前合宿</u>に関すること。 文化財課 文化財担当 (1)～(3) (略) (4) <u>史跡名勝天然記念物の変更に関すること。</u>
---	--

_____ (4) _____文化施設の管理運営に関すること。 (5) 学術・文化・伝統に関すること。 (6) 関係機関との連絡調整に関すること。 国分寺跡整備担当 (1) 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡_____の整備・活用に関すること。 (2) 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡_____の保存・管理に関すること。 (3) 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡_____整備専門委員会に関すること。 (4) <u>史跡名勝天然記念物の現状変更に関すること。</u> (5) <u>史跡名勝天然記念物の保存・活用に関すること。</u> (6) <u>国・県及び関係機関との連絡調整に関すること。</u> 図書館 図書館の事務分掌は、別に定める。	(5) <u>史跡の整備及び活用に关すること。</u> (6) <u>学術・文化施設の管理運営に関すること。</u> (7) 学術・文化・伝統に関すること。 (8) 関係機関との連絡調整に関すること。 国分寺跡整備担当 (1) 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡<u>等史跡</u>の整備・活用に関すること。 (2) 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡<u>等史跡</u>の保存・管理に関すること。 (3) 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡<u>等史跡</u>整備専門委員会に関すること。 _____ [新設] (4) <u>国・県及び関係機関との連絡調整に関すること。</u> 図書館 図書館の事務分掌は、別に定める。
---	---

○笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則

平成16年10月12日
教育委員会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第1項及び第17条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき、笛吹市教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織に関し必要な事項を定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって教育行政事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(課及び担当)

第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる担当を置く。

課	担当
教育総務課	総務担当 施設担当
学校教育課	学務担当 学校給食担当
生涯学習課	生涯学習担当 スポーツ推進担当
文化財課	文化財担当 国分寺跡整備担当
図書館	図書担当

(事務分掌)

第3条 課における担当の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務課

総務担当

- (1) 教育委員会に関すること。
- (2) 教育組織に関すること。
- (3) 教育予算の編成及び管理に関すること。
- (4) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (5) 表彰及び儀礼に関すること。
- (6) 文書の総括管理に関すること。
- (7) 条例及び規則に関すること。
- (8) 職員の安全衛生に関すること。
- (9) 財産の総括管理に関すること。
- (10) 企画調整に関すること。
- (11) 公印の管理に関すること。
- (12) 広報及び広聴に関すること。
- (13) 子育てのための施設等利用給付に関すること。
- (14) 文化スポーツ振興財団の組織に関すること。
- (15) 教育委員会の庶務に関すること。
- (16) 教育交流に関すること。

施設担当

- (1) 学校整備計画に関すること。
- (2) 学校施設に関すること。
- (3) 学校施設台帳に関すること。
- (4) 特殊建物の定期検査及び報告に関すること。
- (5) 学校の環境管理に関すること。
- (6) 社会教育施設及び社会体育施設の施設・設備の新設、改築及び大規模な改修に関すること。
- (7) 社会教育施設及び社会体育施設の施設・設備の修繕に関すること。
- (8) 教育委員会関係の施設営繕に関すること。

学校教育課

学務担当

- (1) 学校教育に関すること。

- (2) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (3) 就学事務に関すること。
- (4) 学級編成に関すること。
- (5) 学区の設定及び変更並びに通学路に関すること。
- (6) 通学バスの運営に関すること。
- (7) 教育相談事業に関すること。
- (8) 教科書事務に関すること。
- (9) 教材教具の整備に関すること。
- (10) 就学援助に関すること。
- (11) 教育基本調査に関すること。
- (12) 学校図書館に関すること。
- (13) 就学時健康診断に関すること。
- (14) 学校保健に関すること。
- (15) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (16) 学校医等の委嘱及び学校薬剤師に関すること。
- (17) 教職員の人事及び服務に関すること。
- (18) 市教育機関の職員の福利厚生及び研修に関すること。
- (19) 学校教育指導主事に関すること。
- (20) 教育委員会に係る事務の管理及び執行状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。

学校給食担当

- (1) 学校給食に関すること。
- (2) 給食施設の管理運営に関すること。
- (3) 給食センターの運営及び統括に関すること。
- (4) 給食センターの維持管理に関すること。

生涯学習課

生涯学習担当

- (1) 社会教育振興施策の推進に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 公民館運営審議会に関すること。
- (4) 公民館活動に関すること。
- (5) 文化芸術の振興に関すること。
- (6) 青少年育成に関すること。
- (7) 生涯学習・青少年育成コーディネーター育成に関すること。
- (8) 成人教育に関すること。
- (9) 家庭教育に関すること。
- (10) 生涯学習の推進に関すること。
- (11) 成人式に関すること。
- (12) 文化協会の活動支援に関すること。
- (13) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (14) 社会教育施設の管理の統括に関すること。
- (15) 社会教育施設の整備計画に関すること。
- (16) 文化スポーツ振興財団の文化事業に関すること。
- (17) 市文化協会に関すること。
- (18) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (19) 課の庶務に関すること。

スポーツ推進担当

- (1) スポーツ振興施策の推進に関すること。
- (2) スポーツ推進審議会に関すること。
- (3) スポーツ推進委員に関すること。
- (4) スポーツ協会の活動支援に関すること。
- (5) スポーツ少年団の活動支援に関すること。
- (6) スポーツ大会の開催に関すること。
- (7) 市民スポーツ活動の普及及び奨励に関すること。

- (8) スポーツ安全保険及び見舞金に関すること。
- (9) スポーツ教室及び研修会の企画に関すること。
- (10) 社会体育施設の管理の統括に関すること。
- (11) 社会体育施設の整備計画に関すること。
- (12) 学校体育施設の開放に関すること。
- (13) スポーツ用具の管理に関すること。
- (14) 文化スポーツ振興財団のスポーツ事業に関すること。
- (15) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (16) オリンピック・パラリンピック事前合宿に関すること。

文化財課

文化財担当

- (1) 文化財審議会に関すること。
- (2) 埋蔵文化財に関すること。
- (3) 指定文化財に関すること。
- (4) 史跡名勝天然記念物の変更に関すること。
- (5) 史跡の整備及び活用に関すること。
- (6) 学術・文化施設の管理運営に関すること。
- (7) 学術・文化・伝統に関すること。
- (8) 関係機関との連絡調整に関すること。

国分寺跡整備担当

- (1) 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡等史跡の整備・活用に関すること。
- (2) 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡等史跡の保存・管理に関すること。
- (3) 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡等史跡整備専門委員会に関すること。
- (4) 国・県及び関係機関との連絡調整に関すること。

図書館

図書館の事務分掌は、別に定める。

(教育部長)

第4条 事務局に教育部長を置く。

2 教育部長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌握し、事務局及び教育機関の職員を指揮監督する。

(教育部次長の職及び職務)

第5条 事務局に教育部次長を置くことができる。

2 教育部次長は、上司の命令を受け、部の事務の掌握について補佐し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

(課長の職及び職務)

第6条 課に課長を置く。

2 課長は、教育部長の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

(主幹及び副主幹の職及び職務)

第7条 課に主幹又は副主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

3 副主幹は、上司の命を受け、特に指定された事務を処理し、その事務を処理するため所属の職員を監督する。

(リーダー)

第8条 担当にリーダーを置く。

2 リーダーは、上司の命を受け、担当の事務を掌理し、その事務を処理するため担当の職員を指揮監督する。

(その他の職員)

第9条 第5条から前条までに規定する職員のほか、事務局に、必要に応じ、次の職員を置くことができる。

- (1) 主査
- (2) 主任
- (3) 主任栄養士

(4) 栄養士

(5) 主事、技師

2 主査は、上司の命を受け、特に指定された困難な事務又は技術に従事する。

3 主任は、上司の命を受け、高度の知識又は経験に基づく事務又は技術に従事する。

4 主任栄養士は、上司の命を受け、学校給食又は学校保健に関する相当高度な知識、経験等を必要とする事務に従事する。

5 栄養士は、上司の命を受け、学校給食又は学校保健に関する事務に従事する。

6 主事及び技師は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。

7 前各項に定めるもののほか、施設又は機関に置く職員については、別に定める。

(教育長の職務の代決者等)

第10条 教育長が不在であつて、かつ、急を要するときは、教育部長がその事務を代決し、教育長及び教育部長が共に不在のときは、教育総務課長がその職務を代決する。

2 前項の規定により重要な職務を代決したときは、速やかに上司の後関を受けなければならない。

(所管不分明の決定)

第11条 所管の明らかでない事案については、教育長がその所管を決定する。

(例外事務の処理)

第12条 臨時又は特殊の事務については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、別に処理させることができる。

(職員の互助)

第13条 職員は、分掌外の事務であつても、その緩急に応じ互助しなければならない。

(その他)

第14条 教育委員会の公文例並びに事務局の職員の事務処理及び服務については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。

附 則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成18年3月30日教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日教委規則第18号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月16日教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月14日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月7日教委規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月25日教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則の第9条及び第10条の規定は適用せず、改正前の笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則の第9条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年4月14日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月30日教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日教委規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月15日教委規則第4号)抄
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

議案第24号（2月）

笛吹市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 教育総務課

題名	(令和 年 笛吹市告示第 号) 笛吹市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱
趣旨 目的	子ども・子育て支援法第 59 条第 3 号に基づく地域子ども・子育ての支援事業として、保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)の実費徴収額に対し、費用の一部を市が補助することについて、本要綱を制定する。
概要	令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、市内に住所を有し子ども・子育て支援新制度に移行しないため給付事業の対象とならない私立幼稚園に通園する園児のうち、年収が 360 万円未満相当世帯の子どもたち及び第 3 子以降の子どもの副食(おかず、おやつ等)の費用を免除する。
経過	笛吹市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱に基づき補足給付事業を運用してきたが、実情に即した対応とすべく、新たに要綱を定めることとした。
関係 法令	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)
予算 措置	令和 2 年度当初予算 810 千円【一般財源】 4,500 円(上限)×15 名×12 ヶ月=810,000 円
その他	

笛吹市告示第 号

笛吹市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合において、施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食に要する費用(以下「副食費」という。)の全部又は一部について、予算の範囲内において補足給付を行うことに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等利用給付認定保護者 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。
- (2) 施設等利用給付認定子ども 法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子ども(満3歳以上の子どもに限る。)をいう。
- (3) 特定子ども・子育て支援 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。)をいう。
- (4) 特定子ども・子育て支援提供者 法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。

(補足給付の対象者)

第3条 補足給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、市内に住所を有する特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第2

- 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。)が 77,101 円未満である者
- (2) 負担額算定基準子ども(令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この号において同じ。)又は小学校第 3 学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下この号において同じ。)が同一世帯に 3 人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である施設等利用給付認定子どもがいる者
- (3) 令第 15 条の 3 第 2 項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者(補足給付の対象経費)

第 4 条 補足給付の対象となる経費は、施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食費とする。

(補足給付の額)

第 5 条 補足給付の額は、施設等利用給付認定子ども 1 人につき 4,500 円に対象月数を乗じて得た額と実際の実費徴収額を比較していずれか少ない額とする。

(補足給付の申請)

第 6 条 補足給付を受けようとする給付対象者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する日までに、副食費の施設による徴収に係る補足給付申請書(代理受領)(様式第 1 号)により、市長に申請しなければならない。

(代理受領)

第 7 条 市長は、あらかじめ申請者から同意を得た上で、補足給付すべき額の限度において、申請者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に補足給付を行うものとする。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者に対し補足給付を行ったときは、申請者に対し補足給付があったものとみなす。

(補足給付の請求)

第 8 条 特定子ども・子育て支援提供者は、申請者に代わり、施設等利用費請求書(補足給付事業)(様式第 2 号)及び補足給付対象園児実績報告書(様式第 3 号)を施設等利用月の翌月 10 日までに、市長に提出しなければならない。

(補足給付の決定)

第 9 条 市長は、前条の規定により特定子ども・子育て支援提供者から請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、補足給付をすることが適当であると認めるときは、当該支援提供者の指定する口座に補足給付費を支払うものとする。

(補足給付に関する報告又は調査)

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、補足給付を受けた者に対し補足給付に関する報告を求め、又は調査することができる。

(補足給付の返還)

第 11 条 市長は、補足給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、給付した補足給付費の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 第 3 条に規定する要件を欠いたとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補足給付を受けたとき。
 - (3) その他事業の実施に当たり不誠実な行為があったと市長が認めるとき。
- (その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補足給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、交付の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前になされた施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合における副食費の補足給付については、この要綱の規定によりなされた副食費の補足給付とみなす。

議案第25号（2月）

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(平成 20 年 笛吹市教育委員会告示第 8 号) 笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	令和 2 年税制改正等に伴い、就学援助費申請の支給に係る認否を決定するための算定方法が変更されたため、所要の改正を行う。
概要	令和 2 年税制改正に伴う算定方法の改定により、第 2 条第 2 号本文及び様式第 1 号及び様式第 3 号を改め、所得控除の欄にひとり親・寡婦の欄を追加する。
経過	趣旨、目的に同じ。
関係 法令	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和 29 年政令第 157 号) 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和 62 年文部大臣裁定)
予算 措置	令和 2 年度当初予算 61,752 千円(6 月補正 417 千円計上)
その他	なし

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を
改正する要綱

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成 20 年笛吹市教育委員会告示第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「前年の総所得(同一居住世帯全員の所得で、給与所得者については、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)別表第 5 で求めた給与所得控除後の給与等の額)を 12 で除した額が、当該年度の特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に従い算出した生活扶助基準(第 1 類、第 2 類、冬季加算及び教育扶助基準を含む。)に 1.3 を乗じて得た額」を「当該年度に納付すべき市県民税算定に係る総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から 10 万円を控除する。)から社会保険料、生命保険料、地震保険料及びひとり親控除又は寡婦控除の合計額を控除した金額の 12 分の 1 の額が、厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要額の 1.3 倍」に改める。

学年・組	所得控除前		所得控除	
	総所		社保	
年 組				
年 組	退職所		生保	
年 組	山林所		損保	

学年・組	所得 控除 前	総 所得		退職・山林	
年 組					
年 組	所得 控除	社 保		損保	
年 組					
年 組		生 保		ひとり 寡婦	

1

に、「寡夫」を「ひとり親」に改める。

様式第3号中

4月1日 の年齢	所得控除前		所得控除	
	総 所		社 保	
	退 職 所		生 保	
	山 林 所		損 保	

」を

4月1日 の年齢	所得 控除前	総 所得	退職・山林	
			損 保	
	所得 控除	社 保	ひとり親 寡婦	
		生 保		

」

に、「寡夫」を「ひとり親」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

改正案	現行
(対象者) 第2条 就学援助費を支給する対象者は、市内に住所を有し小中学校に在籍若しくは在籍予定の児童又は市外に住所を有し笛吹市立の小中学校に在籍する児童(以下「対象児童」という。)の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次条第1号から第7号の経費については、市内に住所を有する児童の保護者に限り支給し、次条第8号の経費については、笛吹市立の小中学校に在籍する児童の保護者に限り支給するものとする。 (1) (略) (2) 準要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している次のアからウまでのいずれかに該当する者のうち、その世帯の当該年度に納付すべき市県民税算定に係る総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する。)から社会保険料、生命保険料、地震保険料及びひとり親控除又は寡婦控除の合計額を控除した金額の12分の1の額が、厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要額の1.3倍以下の者であつて、教育委員会が認めるもの。ただし、在籍予定の児童の保護者については、その世帯の前々年の総所得によるものとし、当該年度において、他の就学援助費、就学奨励費又はこれに類するものの支給を受けた者を除く。 ア～ウ (略) (3) (略)	(対象者) 第2条 就学援助費を支給する対象者は、市内に住所を有し小中学校に在籍若しくは在籍予定の児童又は市外に住所を有し笛吹市立の小中学校に在籍する児童(以下「対象児童」という。)の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次条第1号から第7号の経費については、市内に住所を有する児童の保護者に限り支給し、次条第8号の経費については、笛吹市立の小中学校に在籍する児童の保護者に限り支給するものとする。 (1) (略) (2) 準要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している次のアからウまでのいずれかに該当する者のうち、その世帯の前年度の総所得(同一居住世帯全員の所得で、給与所得者については、所得税法(昭和40年法律第33号)別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の額)を12で除した額が、当該年度の特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に従い算出した生活扶助基準(第1類、第2類、冬季加算及び教育扶助基準を含む。)に1.3を乗じて得た額 以下の者であつて、教育委員会が認めるもの。ただし、在籍予定の児童の保護者については、その世帯の前々年の総所得によるものとし、当該年度において、他の就学援助費、就学奨励費又はこれに類するものの支給を受けた者を除く。 ア～ウ (略) (3) (略)

様式第1号(第6条関係)

※同じ学校に2名以上お子さんがいる場合も、1枚に記入してください。

就学援助費受給申請書

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

※太枠の中を記入してください。

学校名()学校		前年度就学援助 認定・否認定・未申請		整理 番号	判定	
児童生徒氏名	生年月日	4月1日 の年齢	学年・組	所得 控除前	所得 控除後	退 還 ・ 山 林
			年 組			
			年 組			
			年 組			
			年 組			
			年 組			
住所	笛吹市				電話 番号	
申請者氏名 (保護者)	生年月日	4月1日 の年齢	続柄	職業	勤務先	雇用形態等 (いずれかに○)
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
家庭状況(上記児童生徒・申請者以外の同居者全員を記入。単身赴任や別居の保護者も記入してくだ さい。)						
氏名	生年月日	4月1日 の年齢	続柄	職業等	勤務先、学校 名・学年等	雇用形態等 (いずれかに○)
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
就学援助を希望する理由(該当する項目の番号1つ以上に必ず○を付けてください。)						
1 生活保護法に基づく生活保護を受けている。 2 生活保護法に基づく保護を停止又は、廃止された。(停・廃止日 年 月 日) 3 市民税が、生活保護受給・障害者・未成年者・寡婦若しくはひとり親による非課税、又は天災等 特別の事情により減免がされている。 4 個人事業税又は固定資産税が、天災等特別の事情により減免がされている。 5 国民年金の掛金が、障害基礎年金等の受給権者・学生等又は前年の所得が基準額以下による減免 がされている。 6 国民健康保険税が、疾病等により失業又は休廃業し、前年の所得が基準額以下になったこと若し くは天災等特別の事情により減免又は徴収の猶予がされている。 7 児童扶養手当の支給を受けている。(証書番号・番号 号) 8 社会福祉協議会等の世帯更生資金貸付制度を受けている。 9 その他 []						
※ 上記1から8に当てはまらないときは、9その他 に必ず理由を記入してください。						

様式第1号 (第6条関係)

※同じ学校に2名以上お子さんがいる場合も、1枚に記入してください。

就学援助費受給申請書

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

※太枠の中を記入してください。

学校名 () 学校		前年度就学援助 認定・否認定・未申請		整理 番号		判定
児童生徒氏名	生年月日	4月1日 の年齢	学年・組	総所 退職所 山林所	所得控除前	所得控除
			年 組			社保
			年 組			生保
			年 組			損保
			年 組			
住所	笛吹市				電話 番号	
申請者氏名 (保護者)	生年月日	4月1日 の年齢	続柄	職業	勤務先	雇用形態等 (いずれかに○)
⑩						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他 ()
家庭状況 (上記児童生徒・申請者以外の同居者全員を記入。単身赴任や別居の保護者も記入してください。)						
氏名	生年月日	4月1日 の年齢	続柄	職業等	勤務先、学校 名・学年等	雇用形態等 (いずれかに○)
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他 ()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他 ()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他 ()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他 ()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他 ()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他 ()

就学援助を希望する理由 (該当する項目の番号1つ以上に必ず○を付けてください。)

- 1 生活保護法に基づく生活保護を受けている。
- 2 生活保護法に基づく保護を停止又は、廃止された。(停・廃止日 年 月 日)
- 3 市民税が、生活保護受給・障害者・未成年者・寡婦若しくは寡夫による非課税、又は天災等特別の事情により減免がされている。
- 4 個人事業税又は固定資産税が、天災等特別の事情により減免がされている。
- 5 国民年金の掛金が、障害基礎年金等の受給権者・学生等又は前年の所得が基準額以下による減免がされている。
- 6 国民健康保険税が、疾病等により失業又は休廃業し、前年の所得が基準額以下になったこと若しくは天災等特別の事情により減免又は徴収の猶予がされている。
- 7 児童扶養手当の支給を受けている。(証書番号・番号 号)
- 8 社会福祉協議会等の世帯更生資金貸付制度を受けている。
- 9 その他 []

※ 上記1から8に当てはまらないときは、9その他 に必ず理由を記入してください。

様式第3号(第6条関係)

※同じ学校に新小学1年になるお子さんが2名以上いる場合も、1枚に記入してください。

就学援助費受給申請書(兼世帯票)

入学前申請用

笛吹市教育委員会 様

年 月 日

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

※太枠の中を記入してください。

入学予定小学校名()小学校			整理番号		判定	
新小学1年児童氏名	生年月日	4月1日の年齢	所得 控除 前	総所得	退職・山林	教育委員会記入欄 認定・否認定
			所得 控除	社保	損保	
				生保	ひとり親	
住所	笛吹市				電話番号	
申請者氏名 (保護者)	生年月日	4月1日の年齢	続柄	職業	勤務先	雇用形態等 (いずれかに○)
㊟						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
家庭状況(上記児童生徒・申請者以外の同居者全員を記入。単身赴任や別居の保護者も記入してください。)						
氏名	生年月日	4月1日の年齢	続柄	職業等	勤務先・学校名・学年等	雇用形態等 (いずれかに○)
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
住宅の形態	1. 持家 2. 借家 3. 借間 4. アパート 5. その他			教育扶助(生活保護)を受けて		いない いた(年 月 日)

就学援助を希望する理由(該当する項目の番号1つ以上に必ず○を付けてください。)

- 生活保護法に基づく生活保護を受けている。
- 生活保護法に基づく保護を停止又は、廃止された。(停・廃止日 年 月 日)
- 市民税が、生活保護受給・障害者・未成年者・寡婦若しくはひとり親による非課税、又は天災等特別の事情により減免がされている。
- 個人事業税又は固定資産税が、天災等特別の事情により減免がされている。
- 国民年金の掛金が、障害基礎年金等の受給権者・学生等又は前年の所得が基準額以下による減免がされている。
- 国民健康保険税が、疾病等により失業又は休廃業し、前年の所得が基準額以下になったこと若しくは天災等特別の事情により減免又は徴収の猶予がされている。
- 児童扶養手当の支給を受けている。(証書番号・番号 号)
- 社会福祉協議会等の世帯更生資金貸付制度を受けている。
- その他 []

※ 上記1から8に当てはまらないときは、9その他 に必ず理由を記入してください。

様式第3号（第6条関係）

※同じ学校に新小学1年になるお子さんが2名以上いる場合も、1枚に記入してください。

就学援助費受給申請書（兼世帯票）

入学前申請用

笛吹市教育委員会 様

年 月 日

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

※太枠の中を記入してください。

入学予定小学校名（ ）小学校			整理番号		判定	
新小学1年児童氏名	生年月日	4月1日の年齢	所得控除前		所得控除	教育委員会記入欄
			総所		社保	認定・否認定
			退職所		生保	
			山林所		損保	
住所	笛吹市				電話番号	
申請者氏名 (保護者)	生年月日	4月1日の年齢	続柄	職業	勤務先	雇用形態等 (いずれかに○)
④						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
家庭状況（上記児童生徒・申請者以外の同居者全員を記入。単身赴任や別居の保護者も記入してください。）						
氏名	生年月日	4月1日の年齢	続柄	職業等	勤務先、学校名・学年等	雇用形態等 (いずれかに○)
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
						正社員・臨時雇用・自営 無職・その他()
住宅の形態	1. 持家 2. 借家 3. 借間 4. アパート 5. その他			教育扶助(生活保護)を受けて		いない いた(年 月 日)

就学援助を希望する理由（該当する項目の番号1つ以上に必ず○を付けてください。）

- 1 生活保護法に基づく生活保護を受けている。
- 2 生活保護法に基づく保護を停止又は、廃止された。（停・廃止日 年 月 日）
- 3 市民税が、生活保護受給・障害者・未成年者・寡婦若しくは寡夫による非課税、又は天災等特別の事情により減免がされている。
- 4 個人事業税又は固定資産税が、天災等特別の事情により減免がされている。
- 5 国民年金の掛金が、障害基礎年金等の受給権者・学生等又は前年の所得が基準額以下による減免がされている。
- 6 国民健康保険税が、疾病等により失業又は休廃業し、前年の所得が基準額以下になったこと若しくは天災等特別の事情により減免又は徴収の猶予がされている。
- 7 児童扶養手当の支給を受けている。（証書番号・番号 号）
- 8 社会福祉協議会等の世帯更生資金貸付制度を受けている。
- 9 その他 []

※ 上記1から8に当てはまらないときは、9その他 に必ず理由を記入してください。

議案第26号（2月）

笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(平成 20 年 笛吹市教育委員会告示第 9 号) 笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	令和 2 年税制改正等に伴い、特別支援教育就学奨励費の支給に必要な収入額の算定方法が変更されたため、所要の改正を行う。
概要	令和 2 年度税制改正等を受けて、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領が改正されたため、要綱の改正を行う。
経過	趣旨、目的に同じ。
関係 法令	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和 29 年政令第 157 号) 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和 62 年文部大臣裁定) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領(文部科学省通知)
予算 措置	令和 2 年度当初予算 4,724 千円(6 月補正 20 千円計上)
その 他	なし

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成 20 年笛吹市教育委員会告示第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「その世帯の前年の総所得(同一居住世帯全員の所得で、給与所得者については、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)別表第 5 で求めた給与所得控除後の給与等の額)を 12 で除した額が、当該年度の特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に従い算出した生活扶助基準(第 1 類、第 2 類、冬季加算及び教育扶助基準を含む。)に 2.5 を乗じて得た額以下」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和 29 年政令第 157 号)第 2 条第 1 号に規定する収入額が、同号に規定する需要額の 2.5 倍未満」に改める。

様式第 2 号中

「

損害保険料			年 月 日 (歳)						
-------	--	--	---------------	--	--	--	--	--	--

」

を

「

損害保険料			年 月 日 (歳)						
ひとり親又は 寡婦控除の額			年 月 日 (歳)						

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成20年笛吹市教育委員会告示第9号)新旧対照表

改正案	現行
(対象者) 第2条 就学奨励費を支給する対象者は、市内小学校又は中学校の特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)に就学する児童(以下「対象児童」という。)の保護者(以下「保護者」という。)で、<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第1号に規定する収入額が、同号に規定する需要額の2.5倍未満</u> _____の者であって、次の各号に該当するものを除き、教育委員会が認めるものとする。 (1)・(2) (略)	(対象者) 第2条 就学奨励費を支給する対象者は、市内小学校又は中学校の特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)に就学する児童(以下「対象児童」という。)の保護者(以下「保護者」という。)で、<u>その世帯の前年の総所得(同一居住世帯全員の所得で、給与所得者については、所得税法(昭和40年法律第33号)別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の額)を12で除した額が、当該年度の特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に従い算出した生活扶助基準(第1類、第2類、冬季加算及び教育扶助基準を含む。)に2.5を乗じて得た額以下の者であって、次の各号に該当するものを除き、教育委員会が認めるものとする。</u> (1)・(2) (略)

特別支援教育就学奨励費にかかる所得額・需要額調書

(整理番号)No.

保護者等氏名 (記名押印又は署名)		住所	児童・生徒氏名		学校名、学年(特別支援学級名)等	※都道府県の地区別区分 (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ, Ⅴ, Ⅵ) 地域の級地区分 (Ⅰ-Ⅰ、Ⅰ-2、2-Ⅰ) (Ⅱ-2、3-Ⅰ、3-2)		学 校 長 認 印
世帯の状況			世帯の状況(前年12月末日現在)		要 額 等			
世帯の所得状況			氏名	生年月日 (満年齢)	在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有 無)		生活扶助基準	
							※ 第1 類	※ 第2 類
所得 控除 前 の			総所得金額	年 月 日 (歳)	円	※ 標準 基準	円	円
			退職所得金額	年 月 日 (歳)		※ 給食費		
			山林所得金額	年 月 日 (歳)		円		f(基準額) 円
			計	年 月 日 (歳)		円		g(地区別冬季加算額) 円
			A	年 月 日 (歳)				※
所得 控除			社会保険料	年 月 日 (歳)				h 住宅扶助基準 円
			生命保険料	年 月 日 (歳)				
			損害保険料	年 月 日 (歳)				i 需 要 額 ※ (a~hの合計)
			ひとり親又は 寡婦控除の額	年 月 日 (歳)				円
			計	年 月 日 (歳)				
所 得 額 (A-B)			C	年 月 日 (歳)				基準所得額 需 要 額 F i =
所得月額 (C×1/12)			D	年 月 日 (歳)				
障害者加算控除 (保護基準により算定)			E	年 月 日 (歳)				
基準所得額 (D-E)			F	年 月 日 (歳)				
			合 計					
			特記事項	支弁区分 □Ⅰ段階(令第2条第1号該当) □Ⅱ段階(" 第2号該当) □Ⅲ段階(" 第3号該当)				
通学費明細			(通学費を要した者ごとに記入すること)					

(注)Ⅰ 支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はⅡ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理すること。

2 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。

3 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせる。

４ 保護者等の署名で本調書が提出された場合は、必要に応じて本人の自署で署名を行っていただくことの確認を励行すること。

特別支援教育就学奨励費にかかる所得額・需要額調書

(整理番号)No.

保護者等氏名 (記名押印又は署名)		住所		児童・生徒氏名		学校名、学年(特別支援学級名)等		※都道府県の地区別区分 (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ, Ⅴ, Ⅵ) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 (2-2、3-1、3-2)		学 校 長 認 印	
世帯の所得状況				世帯の状況(前年12月末日現在)				要 額 等			
				氏 名	生年月日 (満年齢)	在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)		教育扶助基準		生活扶助基準	
所得 控除 前 の	総所得金額		年 月 日 (歳)			※ 標準	※ 額	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
	退職所得金額		年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
	山林所得金額		年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
	計	A	年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
所得 控除	社会保険料		年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
	生命保険料		年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
	損害保険料		年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
	計	B	年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
所得 額(A-B)	※	C	年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
所得月額額(C×1/12)	※	D	年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
障害者加算控除 (保護基準により算定)	※	E	年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
基準所得額(D-E)	※	F	年 月 日 (歳)			※ 額	※ 標準	※ 第 1 類	※ 第 2 類	※ 第 1 類	※ 第 2 類
通学費・明細				(通学費を要した者ごとに記入すること)				支弁区分 □Ⅰ段階(令第2条第1号該当) □Ⅱ段階(" 第2号該当) □Ⅲ段階(" 第3号該当)			

(注)1 支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はⅡ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理すること。

2 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。

3 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせること。

４ 保護者等の署名で本調書が提出された場合は、必要に応じて本人の自署で署名を行っていただくことの確認を励行すること。

議案第27号（2月）

笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 9 号) 笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	備付表簿及び表簿の電子化について明文化するため、所要の改正を行う。
概要	山梨県統合型校務支援システムの導入に伴い、表簿に係る事務処理の軽減と電子媒体による県内市町村間、学校種間の配付等の実現が求められていることから、備付表簿を明確化するとともに表簿の電子化に係る規定を加える。
経過	山梨県統合型校務支援システムの導入により、業務負担の軽減と効率化を実現し、児童生徒に向き合う時間の創出と教育の質の向上を図っている。 学校教育法施行規則第 28 条第 1 項に規定されている学校が備えるべき表簿は、指導要録や学校日誌等種々あるが、本市においては表簿の原本は紙媒体としている。 今後、校務支援システムを活用する市町村については、指導要録をはじめとした電子原本保管が求められ、全県的な取組として校務支援システムのメリットを生かした活用が展開されることから、備え付け表簿及び表簿の電子化を明文化し、学校が備えるべき表簿の電子化を推進する。
関係 法令	学校教育法(昭和 22 年法律 26 号) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)
予算 措置	なし
その 他	

笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市立小、中学校管理規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 施設設備の管理(第20条―第24条)」を「第8章 施設整備の
第9章 備付表簿及管理(第20条―第24条) 及び表簿の電子化(第25条・第26条)」に改める。

本則に次の1章を加える。

第9章 備付表簿及び表簿の電子化
(備付表簿)

第25条 学校において備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項に規定するもののほか、教育委員会が特に必要と認めたものとする。

(表簿の電子化)

第26条 前条に規定する表簿は、山梨県統合型校務支援システムを利用して作成した電子データを表簿とし、原本とすることができる。

2 電子化した表簿の取扱いについては、笛吹市立学校情報セキュリティポリシーによるものとし、十分配慮する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

改正案	現行
目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 学年、学期及び休業日(第3条・第4条) 第3章 教育活動(第5条—第9条) 第4章 教材教具の取扱い(第10条—第13条) 第5章 組織(第14条—第16条) 第6章 職務及び服務(第17条) 第7章 学校評価及び情報提供(第18条・第19条) 第8章 施設設備の管理(第20条—第24条) 第9章 <u>備付表簿及び表簿の電子化(第25条・第26条)</u> 附則 第9章 備付表簿及び表簿の電子化 (備付表簿) 第25条 <u>学校において備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項に規定するもののほか、教育委員会が特に必要と認めたものとする。</u> (表簿の電子化) 第26条 <u>前条に規定する表簿は、山梨県統合型校務支援システムを利用して作成した電子データを表簿とし、原本とすることができる。</u> 2 <u>電子化した表簿の取扱いについては、笛吹市立学校情報セキュリティポリシーによるものとし、十分配慮する。</u>	目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 学年、学期及び休業日(第3条・第4条) 第3章 教育活動(第5条—第9条) 第4章 教材教具の取扱い(第10条—第13条) 第5章 組織(第14条—第16条) 第6章 職務及び服務(第17条) 第7章 学校評価及び情報提供(第18条・第19条) 第8章 施設設備の管理(第20条—第24条) [新設] 附則 [新設]

報告第13号（2月）

事故等の報告について

学校教育課